

## 随意契約理由書

件名	中央卸売市場本場第一冷蔵庫棟荷物用エレベーター設備改修
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>第一冷蔵庫棟の荷物用エレベーターは、月2回の保守点検や主ロープ・電動機ベアリング等の主要部品取替を定期的 に実施することで予防保全を図ってきた。今回、開閉主要部品の老朽化による劣化が著しいことが保守点検で判明し、突 発的ななかご内への閉じ込めによる事故や長期稼働停止による市場運営に支障をきたすリスクが高いことから、開閉主要 部品の設備改修をおこなうものである。</p> <p>改修対象のエレベーターは、上記業者により製造・製作されたものであることから、構造等は同社しか知り得ないもので あり、整備及び交換する部品等の調達が他社ではできないため、上記業者でしか履行ができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部本場管理係 (電話番号 672-8156)